

岩手県保健医療計画（2024-2029）における圏域計画の 重点的取組事項の進捗状況評価等について

1 趣旨

岩手県保健医療計画（2024-2029）第7章「計画の推進と評価」に基づき、岩手中部圏域における重点的取組事項（脳卒中の医療体制、周産期医療の充実、新興感染症の医療体制、在宅医療の体制）の進捗状況等について、保健医療提供体制の動向を把握するためのモニタリング指標により評価するもの。

評価結果については、令和6年11月26日に開催した病院部会・市町部会において協議し、了承を得ているもの。

2 評価内容等

(1) 重点的取組事項の状況

- 各関係機関から報告があった令和5年度の実績及び令和6年度の実績予定は資料1-2のとおり。
- 部会開催後に追加調査した重点的取組事項「脳卒中の医療体制の脳卒中のリスク要因となる糖尿病や慢性腎疾患の重症化予防の取組状況」については資料1-3のとおり。（※今般、本会議に協議するもの。）

(2) モニタリング評価結果及び今後の取組の方向性

重点的取組事項の状況及びモニタリング指標の状況（資料1-6）を踏まえた評価結果及び今後の取組の方向性については資料1-5のとおり。

【今後の取組の方向性の概要】

「脳卒中の医療体制」

メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合・高血圧の割合が増加傾向にあり、脳卒中等生活習慣病予防に係る一層の取組を促進し、脳卒中の地域医療連携体制の一層の充実を図る必要がある。

「周産期医療の充実」

出生数は減少しているものの、産前・産後ケアサポート事業件数が増加傾向にあり、安心して妊娠・子育てができる地域づくりの支援体制の充実を図る必要がある。

「新興感染症の医療体制」

新興感染症発症・まん延時に発熱患者への診療や検査を実施し、入院医療を速やかに提供できるよう平時から、関係機関が連携し医療体制を構築していく必要がある。

「在宅医療の体制」

在宅療養支援診療所数及び在宅看取りを実施している病院・診療所数が横ばいであり関係機関における連携支援体制の強化を図る必要がある。

※ なお、和6年11月に県庁医療政策室から岩手県保健医療計画における進捗評価等の方針が示されことから、岩手県保健医療計画の進捗評価として、上記内容を取りまとめ、資料1-4の様式により県庁医療政策室に報告するもの。

3 脳卒中の医療提供体制に係るモニタリング指標について

令和6年度第1回岩手中部保健医療圏地域医療連携会議で頂いた「脳卒中を管理する上で心房細動は重要である」とする意見を踏まえ、脳卒中对策に心房細動を位置づけることについて部会で協議し、今後も継続的に協議していくこととされた。

なお、部会の協議結果については資料1-7のとおり。